

● 事務局だより ●

◇ 第四十八号をお届けいたします。

本号では、埼玉県で平成十一年度に受け付けた紛争事例を紹介しています。

業務等のご参考に供していただければ幸いです。

◇ 消費者契約法が、いよいよ四月に施行されますので、この法律のあらましと、宅建業者が消費者と取引を行うに当たって、事前に理解しておくべき事項等について、解説しています。

また、既存宅地制度の改正についても紹介していますので、それぞれご一読のうえ、業務等にご活用下さい。

◇ 前号の本欄にごく簡単に掲載した「不動産取引の環境変化（情報化・証券化）」に対応した紛争処理のあり方に関する調査検討業務について、平成十三年度にかけて、国土交通省からの受託業務として実施しますが、調査の背景や調査検討項目等について掲載しています。

◇ 本年度の宅地建物取引主任者資格試験の結果を分析したものについても、例年同様に掲載しております。

協力機関のご担当者をはじめ関係の方々には、今後の試験のため、ぜひご一読いただきたいと存じます。

◇ 二月九日、第五十四回の講演会を開催いたしました。今回は、さきに「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が国会で成立したことに伴い、本法の制定に当たられた国土交通省総合政策局不動産課の福島直樹企画専門官に「マンション管理の適正化推進について」と題してご講演いただきました。

◇ 中央省庁の再編と国土交通省の地方整備局への権限委譲に関し、昨年、建設本省から地方整備局への免許関係事務等の委譲に伴うOAシステム再構築業務及び宅建業者・建設業者等情報システム開発（閲覧システムの開発）業務を受託し、昨年末で完了しました。

これにより、一月六日から、地方整備局において、大臣免許に係る宅建業者の申請書類をOAシステムにより事務処理するほか、一般の閲覧者が、地方整備局に設置している閲覧専用端末から、大臣免許に係る申請情報を

閲覧できることとなりました。

◇ 人事異動

【平成十二年十一月三十日】

退職

調査研究部調査役

【平成十二年十二月一日】

調査研究部調査役

辺見 博

村川 隆生